

決昭和31年8月22日)は、いずれも窃盗罪である。

#### ウ 着手時期

窃盗罪の着手時期は、財物に対する占有侵害行為の開始の時である。窃盗の予備は処罰されない  
ので、窃盗罪の着手時期は重要である。客体たる財物の性質・形状、窃取行為の態様、犯行の場所  
等を考慮して、着手時期が決せられる。

##### ① 住居侵入窃盗

単に住居に侵入しただけでは未だ実行の着手があったとはいえない。具体的に財物に対  
する物色行為を開始した時に実行の着手がある。そのような行為があつて初めて財物につ  
いての他人の占有を侵害する現実的危険性が認められるからである（物色行為時説）。

→ 犯人が店舗内において懐中電灯で店内を照らし、電気器具の積んであることがわかっ  
たが、なるべく金銭を盗みたいので店内煙草売場のほうに行きかけた事案で、窃盗の  
着手を認めた。

##### ② スリ事犯

単にポケットの方向に手を伸ばしただけでは足りず、実際に財布等の財物が入っている  
ポケットの外側に手を触れるに至った時に、実行の着手がある（最決昭和29年5月6日）。  
なお、スリ事犯におけるいわゆる当たり行為は、単に相手方の財物の所持を確認するた  
めになされるものであり、いかに客観的には物色行為と目される行為が行われても、占有侵  
害の意思（主観的要件）は認められないから、当たり行為があつただけでは未だ窃盗の着  
手があつたものとはいえない。

##### ③ 倉庫内窃盗

倉庫内の財物の窃盗については、窃盗の目的で侵入を開始した時に実行の着手を認めて  
よい。倉庫内には窃取すべき財物だけがあるのが通常なので、これに侵入する行為があれ  
ば、倉庫内の財物に対する占有侵害の危険性を認めることができるからである。

##### ④ 車上窃盗（車上狙い）

車両内の財物を窃取する目的で車両のドアガラスを開ける行為の開始時点で窃盗の着手  
がある。

#### ◆最決平成19年4月13日

事案：被告人が身体に隠匿装着していた「体感器」を使用して、パチスロ機の大当たりを連続して発生  
させメダルを不正に取得した行為に窃盗罪が成立するかが争われた。

判旨：「専らメダルの不正取得を目的として上記のような機能を有する本件機器を使用する意図のも  
と、これを身体に装着し不正取得の機会をうかがいながらパチスロ機で遊戯すること自体、通常  
の遊戯方法の範囲を逸脱するものであり、パチスロ機を設置している店舗がおよそそのような態

様による遊戯を許容していないことは明らかである。そうすると、被告人が本件パチスロ機「甲」55番台で取得したメダルについては、それが本件機器の操作の結果取得されたものであるか否かを問わず、被害店舗のメダル管理者の意思に反してその占有を侵害し自己の占有に移したものである」といふべきである」

コメント：本決定は、体感器を身体に隠匿装着してただけで、物理的作用を直接的に及ぼさなくても、窃盗罪が成立するとした。パチンコやパチスロで巧妙な手口で出玉やメダルを取得する行為が頻発していたが、窃盗罪で処罰できることになる

#### エ 既遂時期

既遂時期は、財物の取得時（自己または第三者の占有に移した時）である（取得時説）。具体的事案に応じて、客体たる財物の性質・形状、被害者の財物に対する占有状態、窃取行為の態様等を考慮して判断する。

- ① 形状の小さなものは、これを身につければ直ちに既遂に達する。他人の家の浴場で金の指輪を発見した者が、その浴室内の他人に容易に発見しえないすき間に隠匿したときも既遂である（大判大正12年7月3日）。
- ② 形状の大きなものや、そのままでは搬出が困難な財物については、これを搬出しようとした時に既遂となる。自転車や自動車については、ただちに発車させて逃走しようとした状態におけば既遂となる（大阪高判昭和25年4月5日、広島高判昭和45年5月28日）。
- ③ 被害者の占有状態に着眼すれば、その財物に対する監視・支配を脱却した時に既遂に達する。例えば、被害者の住居・店舗内からの窃盗の場合は、財物に対する占有者の支配力は強いから、目的物が小さく容易に身につけられる物であるときを除き、屋外へ物を搬出して居住者、店員の監視を脱しなければ既遂とならない（大阪高判昭和29年5月4日）。もっとも居住者、店員の監視から完全に脱しなくても、例えば、スーパーで商品をかごに入れてレジの外側のカウンターに置けば、代金を支払ったのと外観上区別できないから、窃盗の既遂となる（東京高判平成4年10月28日）。これに対し、被害者の支配力が弱い場合には、搬出の準備があれば既遂となる。例えば、留守宅では荷造りすれば窃盗の既遂となる。また、他人の玄関前の自転車の錠をはずして、その方向を変えた時点で窃盗の既遂とした判例もある（大阪高判昭和25年4月5日）。

#### オ 状態犯

窃盗罪は状態犯であり、既遂に達した後も違法状態は存続するが、それはもはや犯罪事実ではない。したがって、窃盗犯人が目的物を使用・処分しても、それが窃盗罪によって計価されている限り、別罪を構成しない（不可罰的事後行為）。